

大川広域行政組合職員の高齢者部分休業に関する規則

〔平成20年 3月21日〕
規 則 第 10 号

(趣旨)

第1条 この規則は、大川広域行政組合職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年大川広域行政組合条例第10号。以下「条例」という。）第3条第1項及び第6条の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認の申請手続)

第2条 高齢者部分休業の承認の申請は、高齢者部分休業承認申請書（様式第1号）により、高齢者部分休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与)

第3条 条例第3条第1項の規定により給与を減額する場合においては、給与の減額の基礎となる勤務しない時間数は、給料の計算期間となる月の1日から末日まで（以下「給与期間」という。）の全時間数によって計算するものとする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数を1時間とする。

2 条例第3条第1項の規定により給与を減額する場合においては、その給与期間における減額すべき給与の額は、その給与期間の給料等（給料及び同項に規定する管理職手当をいう。以下同じ。）の額に対応する額をそれぞれ次の給与期間以降の給料等の額から差し引くものとする。ただし、減額すべき給与の額がその給与期間の給料等から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

3 条例第3条第1項の規定により勤務しない1時間につき減ずべき額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮の同意)

第4条 任命権者は、条例第4条の規定により高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮をする場合は、高齢者部分休業時間の承認の取消し・休業時間の短縮同意書（様式第2号）により、高齢者部分休業をしている職員の同意を得なければならない。

(休業時間の延長の申請手続)

第5条 高齢者部分休業をしている職員が、条例第5条の規定により休業時間の延長の申出をする場合は、高齢者部分休業時間延長承認申請書（様式第3号）により、休業時間の延長を開始する日の1月前までに申請しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、職員の修学部分休業に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

高齢者部分休業承認申請書				
任命権者		殿		年 月 日
		所 属		
		職氏名		⑩
次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。				
1 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで（当該職員の定年退職日）			
2 休業時間	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	1週間の休業時間の合計 時間 分			
3 申請の理由				
4 備 考				

注) 1 「1 申請期間」欄には、定年退職日前5年のうちの任意の日から定年退職日までの期間とすること。

2 「2 休業時間」欄には、1週間を通じて20時間を超えない範囲内とすること。

3 「3 申請の理由」欄には、部分休業を取得する理由を具体的に記入すること。

様式第2号（第4条関係）

高齢者部分休業時間の承認の取消し・休業時間の短縮同意書				
任命権者 殿		年 月 日		
所 属 職氏名		⑩		
1 区 分	<input type="checkbox"/> 高齢者部分休業時間の承認の取消しに同意します。 <input type="checkbox"/> 高齢者部分休業時間を次のとおり短縮することに同意します。			
2 同意する期間	年 月 日から 年 月 日まで（当該職員の定年退職日）			
3 短縮後の休業時間	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	1週間の休業時間の合計 時間 分			
4 備 考				

- 注) 1 該当する□には、✓印を記入すること。
 2 「2 同意する期間」欄は、同意する日から定年退職日までとすること。
 3 「3 短縮後の休業時間」欄は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内とすること。

様式第3号（第5条関係）

高齢者部分休業時間延長承認申請書				
任命権者		殿		年 月 日
所 属			職氏名	
⑩				
次のとおり高齢者部分休業時間の承認時間の延長を申請します。				
1 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで（当該職員の定年退職日）			
2 延長後の休業時間	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	延長後の1週間の休業時間の合計			
3 申請の理由				
4 備 考				

- 注) 1 「1 申請期間」欄は、延長を申請する日から定年退職日までの期間とすること。
 2 「2 延長後の休業時間」欄は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内とすること。